6,415MHz	6,425MHz以上 6,435.9MHz未満	50μW以下	
	6,435.9MHz以上	12.5μW以下	
20MHzを超え 40MHz以下	5,965MHz	5,925MHz以下	2μW以下
	6,405MHz	6,425MHz以上 6,440.1MHz未満	50μW以下
		6,440.1MHz以上	12.5μW以下
40MHzを超え 80MHz以下	5,985MHz	5,925MHz以下	2μW以下
	6,385MHz	6,425MHz以上 6,440.4MHz未満	50μW以下
		6,440.4MHz以上	12.5μW以下
80MHzを超え 160MHz以下	6,025MHz	5,925MHz以下	2μW以下
	6,345MHz	6,425MHz以上 6,425.5MHz未満	50μW以下
		6,425.5MHz以上	12.5μW以下

［30～70　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［30～70　同左］

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～十九の二の三　略］ 十九の三　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（第七十八号に掲げるものを除く。） 十九の四　設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備 十九の四の二　設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。） 十九の四の三　設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの ［十九の五～七十七　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～十九の二の三　同上］ 十九の三　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備 十九の四　設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備 十九の四の二　設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。） 十九の四の三　設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの ［十九の五～七十七　同上］